

# 臨時災害放送設備及び災害対策用移動通信機器の操作体験会を実施

- 令和8年3月6日（金）、高知県宿毛市（幡多西部消防組合宿毛消防署）において、臨時災害放送設備及び災害対策用移動通信機器の操作体験会を実施しました。
- この体験会は南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害時において、情報伝達手段として活用できる通信設備等への理解を深めていただくことを目的としたもので、当局から貸出制度についての説明後、臨時災害放送設備、公共ブロードバンド移動通信システム（公共BB）、IP無線機能付の簡易無線、公共安全モバイルシステム、衛星インターネット（スターリンク）、衛星携帯電話の操作を実際に体験していただきました。（宿毛消防署職員や宿毛市役所職員 合計12名が参加。）

## ① 臨時災害放送設備



## ② 災害対策用移動通信機器



参加者から、「①：臨時災害放送局には、上位の無線従事者資格が必要なため貸出できる場所が限られてしまう。なにか対応が必要。」 「②：幡多地区に備蓄基地の設置の検討を。」などのコメントをいただきました。

四国総合通信局では、非常災害時に地方公共団体等が、必要な災害情報や地域情報の提供を行うことができるよう、臨時災害放送設備・災害対策用移動通信機器等の円滑な貸出体制等を整備し、引き続き、防災対策に取り組んでまいります。

<参考> 四国総合通信局の非常災害時の通信確保支援について  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/saigaitosushin/index.html>  
または「四国総合通信局、防災対策」で検索

【お問い合わせ先】四国総合通信局 放送課 TEL 089-936-5037  
無線通信課 TEL 089-936-5066